

# 指定管理業務点検・評価シート（令和2年度業務）

令和3年7月14日

施設名	鳥取県立鳥取砂丘こどもの国	所在地	鳥取市浜坂 1 1 5 7 - 1
施設所管課名	子育て王国課	連絡先	0 8 5 7 - 2 6 - 7 5 7 3
指定管理者名	一般財団法人鳥取県観光事業団	指定期間	H18. 4. 1～H21. 3. 31（3年間） H21. 4. 1～H26. 3. 31（5年間） H26. 4. 1～H31. 3. 31（5年間） H31. 4. 1～R6. 3. 31（5年間）

## 1 施設の概要

設置目的	自然とのふれあいや遊びを通じて子どもたちが憩い楽しめる場を提供し、もって児童の健全な育成に資する。
設置年月日	昭和48年5月（平成12年3月リニューアルオープン）
施設内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○敷地面積</li> <li>・県所有地（こどもの国敷地 193,315.49㎡、こどもの国北側臨時駐車場 37,899.960㎡の一部）</li> <li>・鳥取市からの借用地 3773.79㎡</li> <li>○建築総面積 6,909.3㎡</li> <li>○施設内容</li> <li>管理棟、そうぞう館、多目的ホール、砂の工房、木工工房、レストラン、こども広場、遊具広場、乗物広場、水の遊び場、こどもの国農園、杉の子ハウス、キャンプ場、わんぱく広場、ぼうけん広場、駐車場</li> </ul>
利用料金	別紙1のとおり
開館時間	通常：午前9時～午後5時 ゴールデンウィークの期間、盆の期間：午前9時～午後5時30分
休館日	8月を除く毎月第2水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その直後の休日でない日）12月29日～1月1日

## 2 指定管理者が行う業務

委託業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○施設設備の維持管理（保守管理及び修繕、警備、清掃等）</li> <li>○管理施設の利用の許可、退去の命令、施設利用料の徴収等に関する業務</li> <li>○その他管理施設の運営に関する業務（利用者の受付及び案内、安全確保、利用者へのサービスの提供、管理施設の利用促進等）</li> <li>○管理施設を利用した自然体験等に資する事業に関する業務</li> </ul>
---------	---

## 3 施設の管理体制

管理体制	正職員（常勤職員）：9人、期限付職員10人（計 19人） 詳細な配置は別紙2のとおり
------	---

## 4 施設の利用状況

利用者数（人）	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	令和2年度	1,721	1,562	3,935	5,069	9,458	12,250	10,424	9,932	2,818	1,469	6,261	9,913
平成31年度	16,448	27,677	13,627	13,065	25,338	9,708	12,165	9,837	3,058	6,487	5,665	9,149	152,224
増減	-14,727	-26,115	-9,692	-7,996	-15,880	2,542	-1,741	95	-240	-5,018	596	764	-77,412

利用料金収入（千円）	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	令和2年度	578	529	1,343	2,187	4,019	5,220	3,679	4,001	1,233	405	1,971	3,453
平成31年度	6,028	11,161	3,793	5,041	10,291	4,230	3,875	3,306	1,202	1,439	1,599	3,998	55,963
増減	-5,450	-10,632	-2,450	-2,854	-6,272	990	-196	695	31	-1,034	372	-545	-27,345

5 収支の状況

区 分		令和2年度	平成31年度	増 減	
収入	事業収入	入園料収入（キャンプ場利用料収入含む）	12,825,560	25,851,650	-13,026,090
		遊具使用料（バッテリーカー等使用料）	8,662,200	14,697,700	-6,035,500
		工房収入（砂工房・木工工房利用料）	4,009,730	8,709,220	-4,699,490
		参加料収入（友の会会費、体験イベント参加料）	810,100	2,545,680	-1,735,580
		売店営業収入	419,994	527,334	-107,340
		レストラン収入（レストラン施設使用料）	54,975	138,237	-83,262
		その他収入（手数料収入、自動販売機等手数料）	2,801,621	3,523,824	-722,203
		小 計	29,584,180	55,993,645	-26,409,465
	事業外収入	県委託料	90,797,000	89,973,000	824,000
		小 計	90,797,000	89,973,000	824,000
計		120,381,180	145,966,645	-25,585,465	
支出	人件費	53,716,103	60,995,072	-7,278,969	
	施設維持管理費	47,870,229	49,137,663	-1,267,434	
	イベント経費	9,192,797	13,338,735	-4,145,938	
	工房運営費	3,096,584	4,119,635	-1,023,051	
	レストラン運営費	724,253	1,743,475	-1,019,222	
	売店運営費	432,550	466,733	-34,183	
	補助事業費	0	0	0	
	その他（さぐるみ更新費）	0	0	0	
	計	115,032,516	129,801,313	-14,768,797	
	収 支 差 額		5,348,664	16,165,332	

6 労働条件等

確認項目	常勤正職員	状況			備考	
		リーダー	スタッフ	パートスタッフ		
雇用契約 ・ 労使協定	労働条件の書面による提示 一般財団法人鳥取県観光事業団就業規則	労働条件通知書	労働条件通知書	労働条件通知書	※書面の名称を記入	
	就業規則の作成状況	有	有	有	※常時10人以上の労働者を雇入する場合は作成、届出が必要	
	労使協定の締結状況	有	有	有	※労働基準監督署長への届出が必要な協定の有無	
労働時間	所定労働時間	8時間/日	8時間/日	8時間/日	8時間/日	※幅がある場合は上限、下限を記入
	時間管理の手法	出勤簿に押印	出勤簿に押印	出勤簿に押印	出勤簿に押印	※タイムカード、ICカード、自己申告、使用者の現認などの別を記入
	休暇、休日の状況	交代制勤務により、勤務を要しない日に指定された日				※幅がある場合は上限、下限を記入
給与	給与金額	210,716円	161,000円	150,000円	135,200円	※平均月額を記入
	最低賃金との比較	適	適	適	適	※適否を記入
	支払い遅延等の有無	無	無	無	無	※有無を記入
安全衛生	一般健康診断の実施	有				
	産業医の選任	選任の要否：無 選任状況：				※規模の要件あり
	安全管理者の選任	選任の要否：無 選任状況：				※業種・規模の要件あり
	衛生管理者の選任	選任の要否：要 選任状況：選任あり（衛生推進者1名）				※規模の要件あり
安全衛生推進者（衛生推進者）の選任	選任の要否：要 選任状況：選任あり（衛生推進者1名）				※業種・規模の要件あり	

（参考）

- 労働基準監督署長への届出が必要な労使協定の例（労働基準法に基づくもの）
  - ・労働者の貯蓄金をその委託を受けて管理する場合（労働基準法第18条）
  - ・1ヶ月単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の2 就業規則に定めた場合には届出不要）
  - ・1年単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の4、第32条4の2ほか）
  - ・1週間単位の非定型的変形労働時間制（労働基準法第32条の5）
  - ・時間外労働・休日労働（労働基準法第36条 いわゆる「36協定」）
  - ・事業場外労働のみなし労働時間制（労働基準法第38条の2 事業場外労働が法定労働時間内の場合は不要）
  - ・専門業務型裁量労働制（労働基準法第38条の3）

○各種管理者等の業種・規模に係る要件（労働安全衛生法に基づくもの）

種別	業種	規模（常時使用する労働者数）
産業医	全ての業種	50人以上
安全管理者	林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業	50人以上
衛生管理者	全ての業種	50人～200人（1人選任） 201人～500人（2人選任） 501人～1,000人（3人選任） 1,001人～2,000人（4人選任） 2,001人～3,000人（5人選任） 3,001人以上（6人選任）
安全衛生推進者	安全管理者と同じ	10人以上50人未満
衛生推進者	安全管理者の選任を要する業種以外の業種	10人以上50人未満

7 サービスの向上に向けた取組み

区分	取組み内容
アンケートの実施	施設利用者にアンケートを記入してもらい、施設利用者の意見を求めた。

8 利用者意見への対応

利用者意見の把握方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者アンケートによる意見・提案・苦情等</li> <li>・友の会会員の提案</li> <li>・県民の声の苦情・提案</li> <li>・窓口での意見等受付</li> </ul>
------------	---

利用者からの苦情・要望	対応状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>・室内で遊べる場所を増やしてほしい。</li> <li>・ガラス細工教室の回数が増えればよいかなと思った。</li> <li>・もう少し芝生を増やしてほしい。</li> <li>・大型遊具が増えほしい。</li> <li>・5mのトランポリンがほしい。</li> <li>・この時期なのに県外の方が多いようでコロナが心配だった。お目当てのプールにも入れず、プールは鳥取県民限定の時間を作ってください。</li> </ul>	業務の参考としている。

利用者からの積極的な評価
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大人も子どもも楽しめる。大人は子どもたちのいるところの近くで見られているので安全だと思う。</li> <li>・プール、木工工作、室内遊びどれも楽しかった。子どもも室内あそび場で休憩を取りながらたくさん遊んでくれたので大満足です。</li> <li>・芝生やお花が丁寧に整備されていてとても気持ちよかったです。</li> <li>・便利な道具で工作が作ることができて楽しかった。</li> <li>・列車の男性スタッフがとてもやさしく対応してくださりうれしかった。</li> </ul>

9 指定管理者による自己点検

【成果のあった取組み・積極的に取り組んだ事項】
<ul style="list-style-type: none"> <li>・サイクルモテール乗り場の手摺パネルが劣化し、錆と腐食が進んできたため、錆取り・腐食・再塗装を行い安全で清潔な環境作りに努めた。</li> <li>・多目的ホールの排煙オベレータを修繕し、安全確保に努めた。</li> <li>・駐車場の陥没の修繕及び駐車区画の枠線や停止位置の白線の補修を行い、安全で快適な環境作りに努めた。</li> <li>・変形自転車乗り場から受付にかけての段差をなくすための補修工事を行い、安全確保に努めた。</li> <li>・変形自転車受付に雨樋・雪持ちがないため利用者に水が掛かったり大量の雪ずりが起こることがあるため、樋と雪持ちを設置し安全確保に努めた。</li> <li>・園内のベンチのひびや樹脂剥がれの修繕を行い、また劣化のひどいものについては新しいものに取り替え安全で清潔な環境作りに努めた。</li> <li>・子ども大通りのガラス屋根の一部が欠けて欠落したため応急処置の修繕を行い安全確保に努めた。</li> <li>・軽食コーナー廻りの外部床材補修を行い環境美化を図った。</li> <li>・入口ゲート前の看板を補修しわかりやすい表示になるよう刷新した。</li> </ul>

【現在、苦慮している事項】【今後、改善・工夫したい事項・積極的に取り組みたい事項】
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス対策として、利用者と職員、利用者同士、また職員間の接触をなくすため、いかにソーシャルディスタンスをとるか、特に人が集まりやすいイベントの開催にあたり状況に応じた感染対策を引き続き講じていく必要がある。</li> <li>・リニューアルから21年が経過し、施設・設備の老朽化が進んでいる。県と協議しながら計画的に設備改修等を進めているところであるが、魅力ある園づくりのため、遊具のさらなる新設・更新及び施設の改修等が必要な時期となっている。また、バードケージ跡地の活用策など県との協議により進めていく必要がある。</li> <li>・幅広い年齢層への対応・雨の日でも楽しめる屋内施設の整備など多様化する利用者ニーズを反映した事業を実施する必要がある。</li> <li>・整備した園内樹林地を散策コースとして、またはイベント等で有効活用していくことが必要。</li> <li>・GW期間等、繁忙期に来園者の駐車場が不足することがあり、対策が必要となっている。</li> <li>・トイレの洋式化及び暖房便座を望む利用者の声があるため、導入の検討が必要。</li> <li>・そうぞう館に手洗い設備がないため、飲食やおむつ替えで利用する際に管理棟トイレまで移動しなければならず利便性が悪い。コロナ禍での衛生観念の向上も考慮し、手洗い場の設置が望まれる。</li> </ul>

10 施設所管課による業務点検

項 目	評 価	点 検 結 果
〔施設設備の維持管理・緊急時の対応等〕 ○施設設備の保守管理・修繕 ○施設の保安警備、清掃等 ○事故の防止措置、緊急時の対応	3	○一部、複数年契約を導入するなど、経費削減に努めている。
〔施設の利用の許可、利用料の徴収等〕 ○利用の許可 ○適正管理に必要な利用者への措置命令 ○利用料金の徴収、減免の実施	3	○利用許可は、適切に行われている。 ○利用料金の徴収、減免は、適切に行われている。
〔その他管理施設の管理に必要な業務〕 ○利用受付・案内 ○附属設備・備品の貸出し ○利用指導・操作	3	○利用受付・案内、付属施設・備品の貸出し及び利用指導・操作については、マニュアルに基づいて適切に行われている。
〔利用者サービス〕 ○開館時間、休館日、利用料金等 ○利用者へのサービス提供・向上策 ○施設の利用促進 ○個人情報保護、情報公開 ○利用者意見の把握・対応	3	○利用者意見の把握・対応については、アンケートにより把握し、その意見を業務に反映させるなど、積極的に業務改善を図る姿勢がみられ、適切な対応が図られている。 ○その他については、協定書に沿って適切に実施されている。
〔収入支出の状況〕	3	○入園料の収入管理及び支出行為は、会計法令等に従って適切に行われている。
〔職員の配置〕	3	○指定管理業務を実施するために必要な人員が適切に配置されている。
〔会計事務の状況〕 ○不適正事案や事故等の有無 ○業務報告書(月次)における内部検査結果 ○利用料金等に係る適正な会計事務 (利用券、利用券管理簿の管理など) ○必要な規程類の整備 (会計規程、協定書等で整備が定められている規程など)	3	○協定書等で定める規程が整備されており、適正に会計事務が行われている。
〔関係法令の遵守状況〕 ○関係法令に係る行政指導等の有無等 ・労働関係法令 (労働基準、労働安全、障がい者雇用等) ・環境関連法令 (大気、水質、振動、廃棄物等) ・その他の法令 ○県内発注(鳥取県産業振興条例)	3	○現在、行政指導を受けている事案はない。 ○委託業務等、県内業者への発注に取り組んでいる。
〔県の施策への協力〕 ○障がい者就労施設への発注	3	○障がい者就労施設から物品の調達(売店での販売物)に取り組んでいる。
総 括	3	○指定管理業務の内容は、おおむね協定書の内容どおりに実施されており、適切な管理運営が行われていると認められる。

《評価指標》5：協定書の内容について高レベルで実施されており、また、計画・目標を上回る実績があり、優れた管理運営がなされている。

- 4：協定書の内容以上の適切な管理が行われており、計画・目標を上回る実績があった。  
 3：おおむね協定書の内容どおり適切な管理が行われており、計画・目標に近い実績を達成している。  
 2：協定書の内容に対して不適切な事項が認められ、また、計画・目標を達成していない。  
 1：協定書の内容に対して重大な違反事項が認められる、指摘済みの不適切事項が放置されている、計画・目標、前年度実績を大きく下回っているなど、大いに改善を要する。  
 ※総括欄は、各項目の平均の小数点以下第2位を四捨五入した数値を基本に、総合的に評価する。

## 別紙1 利用料金

### 1 入園料

区分	一般人	高校生	中学生	小学生以下
個人	500円	500円	200円	無料
団体	10人以上	450円	180円	無料
	20人以上	400円	160円	無料
学校行事	上記料金	250円	100円	無料

### 2 キャンプ場

区分	料金	
宿泊する場合	一般人(高校生を含む)	1人1泊につき 240円
	児童又は中学生	1人1泊につき 120円
宿泊しない場合	一般人(高校生を含む)	1人1日につき 120円
	児童又は中学生	1人1日につき 60円

### 3 キャンプ用品貸出料

区分	料金
キャンプ用テント	1張につき 400円
プロパンガスセット	1式につき 400円
鉄板	1枚につき 200円
バーベキュー鍋コンロ	1式につき 300円

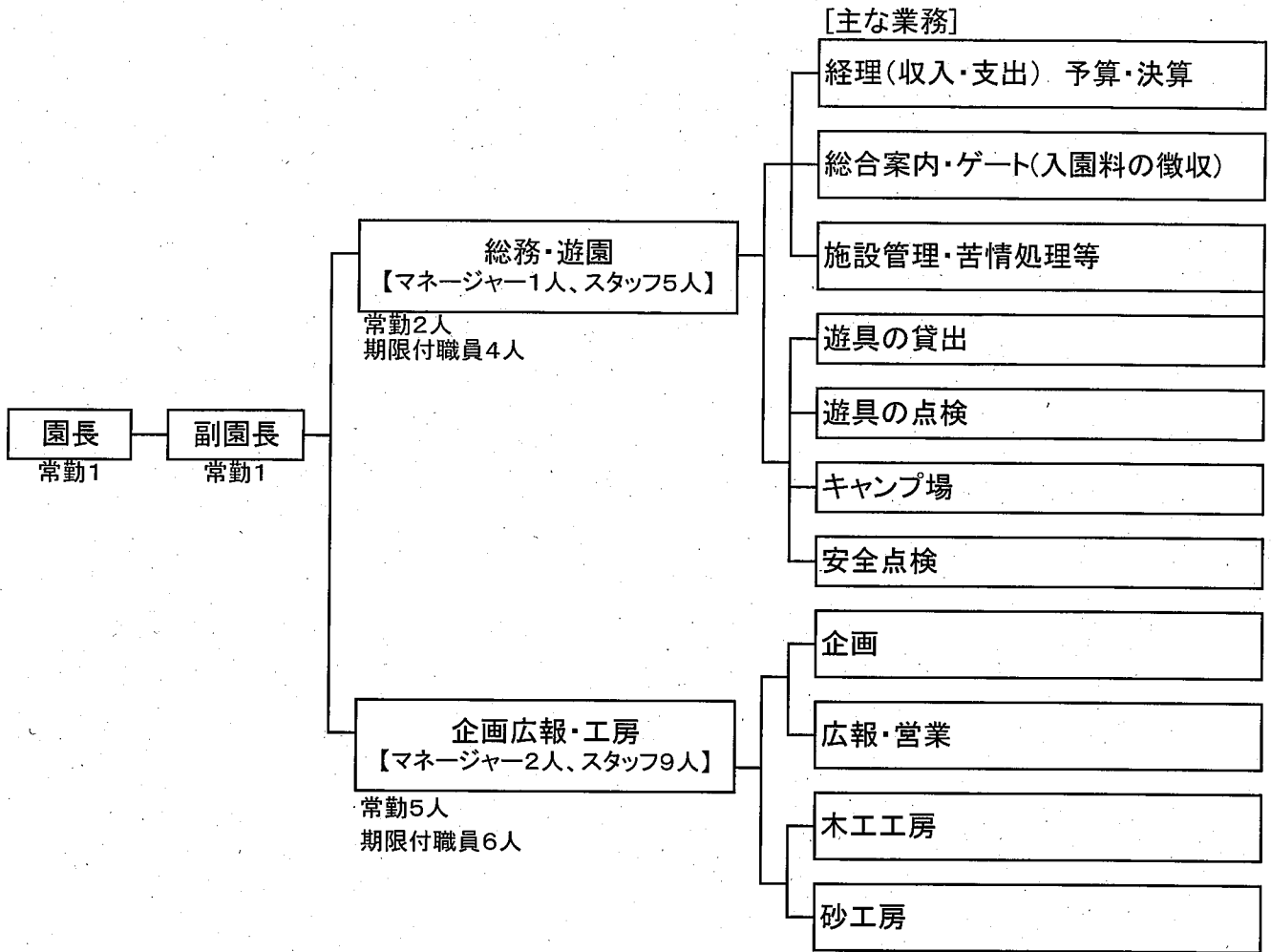
### 4 工房利用料

区分		金額	
砂の工房	本焼き	幼児、児童又は中学生の生徒	1人1回につき 300円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 400円
木工工房(工具を利用する場合)	木工	幼児、児童又は中学生の生徒	1人1回につき 100円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 150円
	ガラス細工	幼児、児童又は中学生の生徒	1人1回につき 50円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 100円

### 5 乗物利用料

区分	金額	
変形自転車	1人1回につき 100円	
バッテリーカー	1人1回につき 100円	
周回コースバッテリーカー	1人1回につき 200円	
サイクルモノレール	1人1回につき 100円	
レールトレイン	満3歳から中学に入学するまでの者	1人1回につき 100円
	中学校若しくは高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 200円

別紙2 こどもの国管理体制(令和2年4月1日現在)



常勤	9人
期限付職員	10人
合計	19人